

会 議 録

会議名 (審議会等名)	令和元年度 第 1 回相模原市廃棄物減量等推進審議会			
事務局 (担当課)	資源循環部廃棄物政策課 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 8 3 3 6 (直通)			
開催日時	令和元年 8 月 8 日 (木) 1 0 時 1 5 分 ~ 1 1 時 1 5 分			
開催場所	産業会館 4 階 中研修室			
出席者	委員	1 3 人 (別紙のとおり)		
	その他	- 人		
	事務局	1 9 人 (資源循環部長、廃棄物政策課長他 1 7 人)		
公開の可否	可	不可	一部不可	傍聴者数 2 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 審議会概要説明</p> <p>3 会長及び職務代理者の選任について</p> <p>4 議題 (1) 相模原市一般廃棄物処理基本計画及び実施計画について (2) 相模原市一般廃棄物処理基本計画 平成 3 0 年度の 取組状況について (報告)</p> <p>5 閉会</p>			

審 議 経 過

主な内容は次のとおり。(〃 は委員の発言、 〃 は事務局の発言)

1 開会

2 審議会概要説明

事務局から「資料1」に基づき、本審議会の概要について説明を行った。

3 会長及び職務代理者の選任について

会長及び職務代理者の選出について、会長に坂本委員、職務代理者に藤倉委員が選出された。

4 議題

【質疑事項】

< 議題 1 相模原市一般廃棄物処理基本計画及び実施計画について >

< 議題 2 相模原市一般廃棄物処理基本計画 平成30年度の取組状況について >

相模原市一般廃棄物処理基本計画26ページの事業系ごみの組成の円グラフと91ページの組成の内訳の表について、資源物と産業廃棄物の合計の割合が異なっているのではないか。

資源物と産業廃棄物の割合については、確認を行い後日回答する。

(回答は別紙のとおり)

平成30年度の取組状況24ページの搬入検査の評価基準Aでは、不適正ごみの混入が90リットル、2袋以内であれば問題がないとされているが、この部分が事業系ごみの中に資源物及び産業廃棄物が高い割合で混入している原因ではないか。事業系ごみの内訳の分析を詳しく行い、不適正排出者を厳しく取り締まる姿勢が必要なのではないか。

清掃工場での搬入物検査は、目視検査と展開検査を行っているが、展開検査については、搬入物検査制度を開始してから9年ということもあり、今後、見直しを図る予定である。

商店街などが排出するごみも事業系ごみとなるのか。また、一般ごみとしてごみ・資源集積場所に排出している事業者もいると思うが、現状は。

事業活動に伴って排出されるごみは、規模を問わず事業系ごみとなる。不適正排出を行っている事業者等に対し、適正に処理するよう年間2,000者程

度、訪問指導を行っている。

○どこかのコンビニエンスストアで、レジ袋を一袋3円にするという報道があったが、100円にして差額を緑の基金に積み立てるなどすれば、買物袋を持参する人も増えるのではないか。

食品ロスの問題については、宴会や食事会などの3010運動などを通して、普段の生活の中にも取り入れていくような意識付けが重要であると考えている。

○不法投棄されているごみは、一般廃棄物か、産業廃棄物か。

引っ越しの際に排出される家庭ごみ等の一般廃棄物と建設業に係るごみ等の産業廃棄物の両方が不法投棄されている状況である。

○小型家電リサイクルで集められたオリンピックメダル用の金属量は目標を達成したのか。

○金、銀、銅のメダル制作に必要な量が集まった。

相模原市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	安達 桂	公募		欠席
2	安藤 正義	相模原市老人クラブ連合会		出席
3	猪俣 聡	神奈川県立学校長会議 相模原地区会議		欠席
4	大河内 由美子	麻布大学		出席
5	近江 良一	相模原商工会議所		出席
6	落合 幸男	相模原市農業協同組合		出席
7	坂本 堯則	相模原市自治会連合会	会長	出席
8	座間 千代子	さがみはら消費者の会		出席
9	須藤 みね子	さがみはらリサイクル連絡会		出席
10	高橋 克典	相模原廃棄物対策協議会		出席
11	成井 マユミ	特定非営利活動法人 男女共同参画さがみはら		欠席
12	原 正弘	神奈川県県央地区廃棄物処理業協議会		欠席
13	平井 昭彦	相模原女子大学		出席
14	藤倉 まなみ	桜美林大学	職務代理者	出席
15	堀川 伸晴	相模原市子ども会育成連絡協議会		出席
16	山口 弘一	津久井地域不法投棄防止協議会		出席
17	山本 一雄	相模原地域連合		出席
18	吉田 貴亮	相模原市廃棄物減量等代表推進員		欠席

資源物と産業廃棄物の割合について

(質問内容)

○第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画のP26にある「事業系ごみの組成の円グラフ」とP91の「事業系ごみの組成の内訳の表」について、P26の円グラフに記載のある資源物(11.5%)と産業廃棄物(19.5%)を合わせると約3割となっているが、P91の内訳の表のグレーで塗りつぶされている資源化可能物と産業廃棄物だと考えられるものを合わせると約4割となるため、数字の確認をお願いします。

(回答)

基本計画P26の円グラフは、P91の表7-2 事業系一般廃棄物組成分析調査に基づき作成したもので、円グラフの資源物11.5%の内訳については、P91表7-2の左側、大分類の「紙・布類」のうち、「その他の紙」を除いた合計であり、「その他の紙」は、「その他のごみ」で集計しております。

また、円グラフの産業廃棄物19.5%の内訳については、P91表7-2の左側、大分類の「ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類」のうち、一般廃棄物である「紙おむつ・生理用品」、「皮革」を除いたものと、右側、大分類の「不燃物類」のうち、同じく一般廃棄物である「その他不燃物」を除いた合計であり、一般廃棄物として分類した「紙おむつ・生理用品」などについては、「その他のごみ」で集計しております。

なお、P91表7-2では、産業廃棄物を含め、分別すれば資源になるものを資源化可能物として灰色の網掛け表示をしていることから、P26の円グラフの資源物の数字とは、一致していないものでございます。